

小規模多機能型居宅介護 利用料金表

基本料金

項目		サービス1月あたりの料金			
		単位	1割負担	2割負担	3割負担
基本料金	要介護1	10,458	10,458円	20,916円	31,374円
	要介護2	15,370	15,740円	30,740円	46,110円
	要介護3	22,359	22,359円	44,718円	67,077円
	要介護4	24,677	24,677円	49,354円	74,031円
	要介護5	27,209	27,209円	54,418円	81,627円

※月途中から契約された場合および契約終了された場合は、利用日数により日割り計算となります。

加算

項目	内容	回数	単位
初期加算 (利用後30日まで)	利用した日から起算して30日以内の期間について算定。また30日を超える入院をされた後に、再び利用を開始された場合も同様に算定。	1日	30
認知症加算(Ⅱ)	日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症利用者の場合に医師が判定する日常生活自立度のランクⅢ以上(Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ)に該当する場合に算定。	1月	890
認知症加算(Ⅳ)	要介護状態区分が要介護2である利用者であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の利用者の場合に、医師が判断する日常生活自立度のランクⅡ(Ⅱa・Ⅱb)に該当する場合に算定。	1月	460
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	初回利用を行う月に算定。 介護支援専門員が訪問リハビリテーション事業所等の医師・セラピスト等の助言に基づき生活機能向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成し計画に基づく小規模多機能型介護を行った場合。	1月	100

生活機能向上連携加算（Ⅱ）	初回利用を行う月以降3月間算定。訪問リハビリテーション事業所の医師・セラピスト等が利用者の居宅を訪問する際に介護支援専門員が同行し利用者の身体状況等の評価を共同して行い、且つ生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成した場合であって医師等と連携し計画に基づく小規模多機能型居宅介護を行った場合。	1月	200
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者(※1)(※2)に対して、個別に担当者(※3)を定め、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合に算定。 (※1) 若年性とは40歳以上65歳未満の方。 (※2) 若年性認知症利用者とは、脳血管疾患、アルツハイマー病、その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態の方 (※3) 担当者とは、若年性認知症利用者を担当するスタッフのことで、施設や事業所の介護職員の中から定める。その際、人数や資格等の要件は問わない。	1月	800
中山間地域等における小規模事業所加算	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所が対象となります。	1月	所定単位数の10%
看護職員配置加算Ⅱ	常勤かつ専従の准看護師1名以上を配置しています。	1月	700

介護職員等処遇改善加算	介護職員の資質向上の取り組み、雇用管理の改善、労働環境の改善の取り組みを進める事業所に対して評価し、要件に該当する場合には加算分の利用者負担があります。	1月	総単位数のサービス別加算率 14.9%
科学的介護推進体制加算	利用者ごとのADL、値、栄養状態、口腔機能、認知症の状態、その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を「3月に1回」厚生労働省に提出している事で算定されます。	1月	40
認知行動・心理症状緊急対応加算	医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅生活が困難であり、緊急に短期利用居宅介護を利用することが適当であると判断した方に対しサービスを行った場合。利用を開始した日から起算して7日間を限度として算定。	1日	200
サービス提供体制強化加算Ⅱ	小規模多機能型居宅介護事業所の介護職員及び看護職員の総数のうち、常勤職員の割合が100分の50以上となった場合に加算分の利用者負担があります。	1月	640
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認し情報を介護支援専門員に提供します。	1回	20
総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の多職種協働により随時適切に評価されているとともに、地域の行事や活動への参加が確保されている場合に算定。	1月	1,200

介護予防小規模多機能型居宅介護 利用料金表

基本料金

項目	サービス1月あたりの料金			
	単位	1割負担	2割負担	3割負担

基本料金	要支援 1	3,450	3,450円	6,900円	10,350円
	要支援 2	6,972	6,972円	1,3944円	20,916円

※月途中から契約された場合および契約終了された場合は、利用日数により日割り計算となります。

加算

項目	内容	回数	単位
初期加算 (利用後30日まで)	利用した日から起算して30日以内の期間について算定。また30日を超える入院をされた後に、再び利用を開始された場合も同様に算定。	1日	30
認知症加算(Ⅱ)	日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症利用者の場合に医師が判定する日常生活自立度のランクⅢ以上(Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ)に該当する場合に算定。	1月	890
認知症加算(Ⅳ)	要介護状態区分が要介護2である利用者であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の利用者の場合に、医師が判断する日常生活自立度のランクⅡ(Ⅱa・Ⅱb)に該当する場合に算定。	1月	460
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	初回利用を行う月に算定。 介護支援専門員が訪問リハビリテーション事業所等の医師・セラピスト等の助言に基づき生活機能向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成し計画に基づく小規模多機能型介護を行った場合。	1月	100
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	初回利用を行う月以降3月間算定。訪問リハビリテーション事業所の医師・セラピスト等が利用者の居宅を訪問する際に介護支援専門員が同行し利用者の身体状況等の評価を共同して行い、且つ生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成した場合であって医師等と連携し計画に基づく小規模多機能型居宅介護を行った場合。	1月	200

若年性認知症利用者受入加算	<p>若年性認知症利用者(※1)(※2)に対して、個別に担当者(※3)を定め、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合に算定。</p> <p>(※1) 若年性とは40歳以上65歳未満の方。</p> <p>(※2) 若年性認知症利用者とは、脳血管疾患、アルツハイマー病、その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態の方</p> <p>(※3) 担当者とは、若年性認知症利用者を担当するスタッフのことで、施設や事業所の介護職員の中から定める。その際、人数や資格等の要件は問わない。</p>	1月	800
中山間地域等における小規模事業所加算	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所が対象となります。	1月	所定単位数の10%
介護職員等処遇改善加算	介護職員の資質向上の取り組み、雇用管理の改善、労働環境の改善の取り組みを進める事業所に対して評価し、要件に該当する場合には加算分の利用者負担があります。	1月	総単位数のサービス別加算率 14.9%
科学的介護推進体制加算	利用者ごとのADL、値、栄養状態、口腔機能、認知症の状態、その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を「3月に1回」厚生労働省に提出している事で算定されます。	1月	40
認知行動・心理症状緊急対応加算	医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅生活が困難であり、緊急に短期利用居宅介護を利用することが適当であると判断した方に対しサービスを行った場合。利用を開始した日から起算して7日間を限度として算定。	1日	200

サービス提供体制強化加算Ⅱ	小規模多機能型居宅介護事業所の介護職員及び看護職員の総数のうち、常勤職員の割合が100分の50以上となった場合に加算分の利用者負担があります。	1日	640
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認し情報を介護支援専門員に提供します。	1回	20
総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の多職種協働により随時適切に評価されているとともに、地域の行事や活動への参加が確保されている場合に算定。	1月	1200

●その他

介護保険適用外の経費

項目	料金	備考
宿泊費	2,000円	1泊あたり
食費	朝食 320円 昼食 630円 夕食 580円	1食あたり ※当日キャンセルの場合は全額頂きます
おむつ等の代金	持参若しくは実費をご負担ください	
レクリエーション等に関する費用	材料費等の実費をご負担ください	
理美容に要する費用	実費をご負担ください	